周 南 市 の 下 水 道

2026年（令和8年）



周南工場夜景デザインマンホール（JR徳山駅北口駅前広場）

周南市上下水道局

目　　次

Ⅰ．事業概要
　１．周南市の下水道　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1
　　（1）下水道の現況　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1
　　（2）周南市下水道計画図　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　2
　２．公共下水道　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　3
　　（1）公共下水道の沿革　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　3
　　（2）公共下水道事業の概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　4
　　　a全体計画　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　4
　　　b事業計画　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　4
　　（3）浄化センターの概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　5
　　（4）ポンプ場の概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　7
　　（5）公共下水道建設事業実績　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　8
　　（6）公共下水道の整備状況　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　9
　３．集落排水　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　10
　　（1）集落排水の概要　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　10
　　（2）集落排水の整備状況　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　10
Ⅱ．業務統計
　１．汚水処理人口普及率　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　11
　２．処理水量　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　12
　３．有収水量　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　12
　４．汚泥処分量（脱水ケーキ処分量）　－－－－－－－－－－－－－－－－　13
　５．使用電力量　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　14
　６．薬品使用量　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　15
　７．水質管理　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　16
　８．水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度　－－－－－－－－　17
Ⅲ．財務
　１．経営指標の推移　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　18
　２．収益的収支　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　19
　３．資本的収支　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　19
　４．使用料単価・汚水処理原価　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　20
　５．損益計算書　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　21
　６．賃借対照表　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　22
　７．下水道使用料　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　23
Ⅳ．その他
　１．組織図（職員数）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　24
　２．事務分掌　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　25
　３．広報活動　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　26

Ⅰ　事業概要

1．周南市の下水道

（1）　下水道の現況

下水道の主な役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

本市の下水道事業は、公共下水道4処理区（流域関連公共下水道1処理区）、特定環境保全公共下水道3処理区で整備を進め、令和7年度末の処理区域内人口は118，464人で、公共下水道の普及率は89．6%となっています。

また、農業集落排水3地区、漁業集落排水1地区の整備は完了しており、集落排水と合併処理浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は、96.46%となっています。

公共下水道の管路総延長は令和7年度末時点で約825kmあります。そのうち、標準耐用年数の50年を経過した管路延長は約172km（全体の約21%）となっています。今後、50年を経過した管路延長は10年後の令和17年度末には310．2km（全体の約38%）、20年後の令和27年度末には597．5km（全体の約72%）と増加し老朽化が進む見込みです。また、処理場・ポンプ場においても標準耐用年数を経過した施設が多く、今後も老朽化が進んでいく状況であるため、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進める必要があります。

こうした施設の老朽化対策に加え、近年、線状降水帯などの発生による浸水被害が出ていることから、浸水が想定される区域を内水ハザードマップにより周知し、市民の安全安心のため、関係機関と連携し対策を進める必要があります。

なお、平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と経営の透明性の向上を図るため、地方公営企業法を全部適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



徳山東部浄化センター

令和5年3月15日

（2） 周南市下水道計画図

（ 図面は汚水計画を表示 ）

名称		全体計画区域面積	
		汚水計画	雨水計画
公共下水道	単独公共下水道		
	徳山中央処理区	634.20ha	3,122.70ha
	徳山東部処理区	1,291.10ha	
	新南陽処理区	1,197.40ha	
	計	3,122.70ha	3,122.70ha
	特定環境保全公共下水道		
	湯野処理区	28.00ha	28.00ha
	新南陽北部処理区	39.50ha	—
	鹿野処理区	110.60ha	—
	計	178.10ha	28.00ha
	流域関連公共下水道		
	周南処理区	599.60ha	507.60ha
	計	599.60ha	507.60ha
集落排水	農業集落排水		
	須々万地区	180.00ha	—
	八代地区	68.30ha	—
	高瀬地区	18.00ha	—
	計	266.30ha	—
	漁業集落排水計		
	粭島処理区	13.00ha	—
	計	13.00ha	—
周南市計		4,179.70ha	3,658.30ha

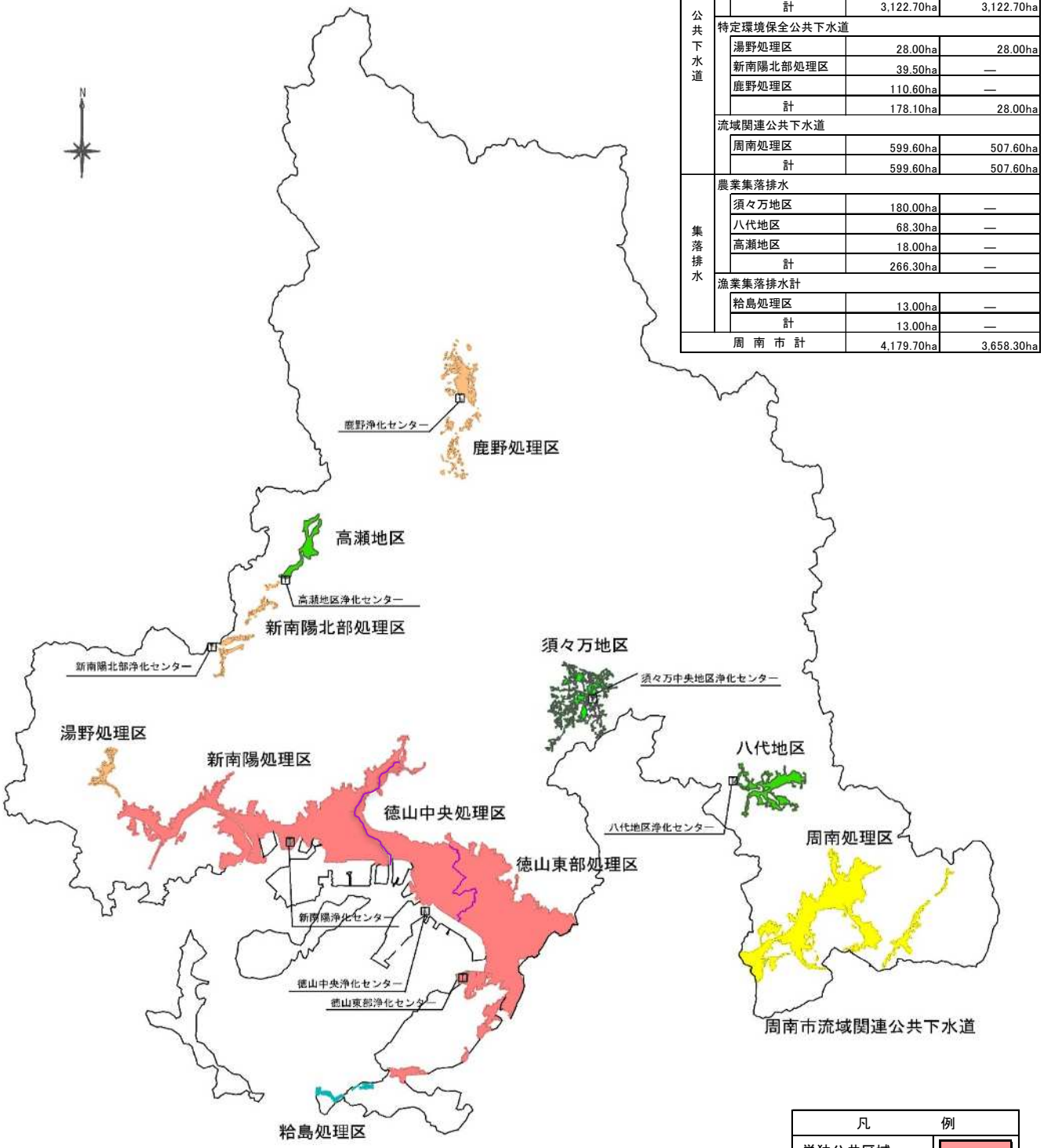

凡例	
単独公共区域	
特定環境保全区域	
流域関連公共区域	
農業集落排水区域	
漁業集落排水区域	

2. 公共下水道

(1)公共下水道の沿革

令和8年3月31日現在

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	10日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	29日	周南市公共下水道事業計画変更
平成29年	6月	21日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成30年	4月	2日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 2年	6月	30日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 7年	3月	25日	周南市公共下水道事業計画変更

（2）公共下水道事業の概要

a 全体計画

		周南市計	公共下水道(特定環境含む)						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和27年度						令和27年度
行政人口（人）		118,400	107,600						10,800
計画処理面積(ha)		3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6
計画処理人口(人)		98,130	22,800	36,200	28,300	430	1,200	88,930	9,200
計画日最大汚水量(m^3/日)	計画区域	56,957	19,700	17,700	14,200	500	700	52,800	4,157
	流入区域	1,100	―	1,100	―	―	―	1,100	―
	計	58,057	19,700	18,800	14,200	500	700	53,900	4,157
処理能力(m^3/日)		67,240	23,100	22,700	18,600	840	2,000	67,240	―
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

※公共下水道：R7.3.25付，流域関連公共下水道：R5.3.15付

b 事業計画

		周南市計	公共下水道(特定環境含む)						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和11年度						令和11年度
行政人口（人）		141,900	128,500						13,400
計画処理面積(ha)		3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6
計画処理人口(人)		115,430	26,900	42,000	33,090	600	1,600	104,190	11,240
計画日最大汚水量(m^3/日)	計画区域	64,634	21,600	20,400	16,400	300	900	59,600	5,034
	流入区域	1,100	―	1,100	―	―	―	1,100	―
	計	65,734	21,600	21,500	16,400	300	900	60,700	5,034
処理能力(m^3/日)		83,865	23,100	25,600	32,700	465	2,000	83,865	―
処理場敷地面積(ha)		23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	―
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

※公共下水道：R7.3.25付，流域関連公共下水道：R5.3.15付

（3）浄化センターの概要

資料 － 1

<table>
<tr><th>浄化センター名</th><th></th><th colspan="3">施 設 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">徳 山 中 央
浄 化 セ ン タ ー</td><td rowspan="8">
汚泥処理棟</td><td colspan="2">事業着手年度</td><td>昭和37年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">供用開始年月日</td><td>昭和41年10月1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積（㎡）</td><td>25,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全体計画</td><td>処理方式</td><td>初沈代替高速ろ過
＋嫌気無酸素好気法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>23,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画</td><td>処理方式</td><td>初沈代替高速ろ過
＋嫌気無酸素好気法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>23,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現有</td><td>処理方式</td><td>標準活性汚泥法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>42,000</td></tr>
<tr><td rowspan="8">徳山東部
浄化センター</td><td rowspan="8">
卵型消化槽</td><td colspan="2">事業着手年度</td><td>昭和58年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">供用開始年月日</td><td>平成2年4月1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積（㎡）</td><td>140,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全体計画</td><td>処理方式</td><td>循環式硝化脱窒法（凝集剤を
添加・急速ろ過法を併用）</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>22,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画</td><td>処理方式</td><td>標準活性汚泥法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>25,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現有</td><td>処理方式</td><td>標準活性汚泥法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>19,200</td></tr>
<tr><td rowspan="8">新 南 陽
浄化センター</td><td rowspan="8">
管理本館</td><td colspan="2">事業着手年度</td><td>昭和49年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">供用開始年月日</td><td>昭和54年12月1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積（㎡）</td><td>57,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全体計画</td><td>処理方式</td><td>循環式硝化脱窒法（凝集剤を
添加・急速ろ過法を併用）</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>18,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画</td><td>処理方式</td><td>標準活性汚泥法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>32,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現有</td><td>処理方式</td><td>標準活性汚泥法</td></tr>
<tr><td>処理能力（m^3/日）</td><td>32,700</td></tr>
</table>

浄化センター名		施設概要		
新南陽北部浄化センター	 水処理施設	事業着手年度		平成5年度
		供用開始年月日		平成8年9月1日
		敷地面積(㎡)		3,420
		全体計画	処理方式	オキシデーションディッチ法
			処理能力(m^3/日)	840
		事業計画	処理方式	オキシデーションディッチ法
			処理能力(m^3/日)	465
		現有	処理方式	オキシデーションディッチ法
			処理能力(m^3/日)	465
鹿野浄化センター	 水処理施設	事業着手年度		平成7年度
		供用開始年月日		平成11年10月26日
		敷地面積(㎡)		8,200
		全体計画	処理方式	オキシデーションディッチ法 (急速ろ過法を併用)
			処理能力(m^3/日)	2,000
		事業計画	処理方式	オキシデーションディッチ法 (急速ろ過法を併用)
			処理能力(m^3/日)	2,000
		現有	処理方式	オキシデーションディッチ法 (急速ろ過法を併用)
			処理能力(m^3/日)	2,000

（4）ポンプ場の概要


新地雨水ポンプ場

a 汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	－	S43	S57	S54	S57
供用開始	－	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(㎡)	－	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	770	7,200	―	―
	事業計画	930	8,200	―	―
計画処理面積(ha)	－	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大汚水量(m^3/分)	全体計画	0.65	5.00	6.46	4.79
	事業計画	0.72	5.49	16.53	8.33
計画流入水量(m^3/分)	－	1	6	17	9

b 雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	－	－	H19	S52
供用開始	H7.10.1	－	－	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(㎡)	2,400	3,400	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	77.6	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m^3/分)	474	864	1,455	347	1,640

(5)公共下水道建設事業実績(流域関連、特定環境含む)

年　度	整備状況　(上段( ):年度整備量)			建設事業費投資額　(千 円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区　分	汚水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成30年度まで				補助事業費	41,811,472	10,893,004	40,810,038	93,514,514
	3,050	124,162	(86.8)	総事業費	67,642,172	12,131,439	45,369,687	125,143,298
令和元年度	(1)	(-865)	(0.0)	補助事業費	73,799	800,751	105,549	980,099
	3,051	123,297	(86.8)	総事業費	270,770	887,529	193,076	1,351,375
令和2年度	(5)	(-1,021)	(0.3)	補助事業費	27,971	1,222,507	328,622	1,579,100
	3,056	122,276	(87.1)	総事業費	376,905	1,354,432	329,579	2,060,916
令和3年度	(3)	(-1,190)	(0.2)	補助事業費	26,695	1,112,200	25,141	1,164,036
	3,059	121,086	(87.3)	総事業費	371,275	1,248,574	145,591	1,765,440
令和4年度	(4)	(437)	(1.2)	補助事業費	74,692	167,135	1,174,836	1,416,663
	3,063	121,523	(88.5)	総事業費	249,938	286,851	1,455,017	1,991,806
令和5年度	(30)	(-1,610)	(0.1)	補助事業費	28,720	488,844	309,517	827,081
	3,093	119,913	(88.6)	総事業費	310,234	604,129	611,457	1,525,820
令和6年度	(15)	(-112)	(0.9)	補助事業費	0	429,012	364,335	793,347
	3,108	119,801	(89.5)	総事業費	298,003	645,480	480,000	1,423,483
令和7年度	(2)	(-1,337)	(0.1)	補助事業費	0	1,297,192	200,700	1,497,892
	3,110	118,464	(89.6)	総事業費	196,083	1,413,787	739,113	2,348,983
令和7年度まで	ー	ー	ー	補助事業費	42,043,349	16,410,645	43,318,738	101,772,732
				総事業費	69,715,380	18,572,221	49,323,520	137,611,121

汚水管渠　：　合流管、汚水ポンプ場を含む

雨水管渠　：　雨水ポンプ場を含む

（6）公共下水道の整備状況（流域関連、特定環境含む）

年度別整備状況

	行政区域面積 (ha)	行政区域人口 A （人）	事業計画面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域面積 (ha)	処理区域内人口 B （人）	処理区域内戸数 (戸)	水洗化人口 C （人）	水洗化戸数 (戸)	下水道普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
令和4年度末	65,629	137,248	3,900	817,065	3,092	121,523	59,913	115,010	56,745	88.5	94.6
令和5年度末	65,629	135,315	3,900	818,343	3,093	119,913	59,642	113,492	56,476	88.6	94.6
令和6年度末	65,629	133,917	3,900	819,963	3,108	119,801	60,184	113,551	57,057	89.5	94.8
令和7年度末	65,629	132,173	3,900	824,514	3,110	118,464	60,032	112,311	56,907	89.6	94.8

※周南市の面積は、令和8年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

地区別整備状況（令和7年度末）

	行政区域面積 (ha)	行政区域人口 A （人）	事業計画面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域面積 (ha)	処理区域内人口 B （人）	処理区域内戸数 (戸)	水洗化人口 C （人）	水洗化戸数 (戸)	下水道普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳　山	33,987	87,705	2,275	504,754	1,672	77,546	39,881	73,353	37,753	88.4	94.6
新南陽	6,426	28,383	915	185,319	866	27,871	13,743	27,153	13,378	98.2	97.4
熊　毛	7,050	13,666	600	97,837	475	11,385	5,435	10,368	4,931	83.3	91.1
鹿　野	18,146	2,419	110	36,604	97	1,662	973	1,437	845	68.7	86.5

※旧市町別の面積は、平成15年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

3. 集落排水

(1)集落排水施設の概要

		農業集落排水施設				漁業集落排水施設
		須々万地区		高瀬地区	八代地区	粭島
		須々万市地区	山手地区			
事業開始年度		昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度
完了年度		平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度
供用開始年月日		昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日
計画面積(ha)		50	130	18	68.3	13
管渠延長(m)		7,782	42,615	7,033	21,766	6,596
マンホールポンプ数(箇所)		19		8	6	5
処理場面積(㎡)		—	7,000	1,170	1,700	徳山東部浄化センターへ接続
計画日最大汚水量(m3/日)		568	1,580	135	363	615
計画人口(人)	定住人口	1,144	3,523	254	824	750
	流入人口	576	1,257	195	274	—
総投資額(千円)		877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。
※平成29年度より須々万市地区と山手地区を統合。(H28.7.11より須々万市地区から須々万中央地区浄化センター(山手地区)に送水開始。)

(2)集落排水事業の整備状況

年度別整備状況

	計画区域面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 B (人)	処理区域戸数(世帯数) (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数(世帯数) (戸)	水洗化率 C/B (%)	管渠延長 (m)
令和4年度末	279	279	4,762	2,345	4,435	2,178	93.1	85,778
令和5年度末	279	279	4,682	2,333	4,360	2,233	93.1	85,778
令和6年度末	279	279	4,573	2,300	4,266	2,139	93.3	85,778
令和7年度末	279	279	4,489	2,285	4,188	2,128	93.3	85,792

地区別整備状況(令和7年度末)

	計画区域面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 B (人)	処理区域戸数(世帯数) (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数(世帯数) (戸)	水洗化率 C/B (%)	管渠延長 (m)
須々万(山手)	130	130	2,959	1,470	2,870	1,424	97.0	42,615
須々万市	50	50	722	376	691	360	95.7	7,782
須々万計	180	180	3,681	1,846	3,561	1,784	96.7	50,397
高瀬	18	18	131	72	116	64	88.5	7,033
八代	68	68	409	214	311	164	76.0	21,766
農業集落	266	266	4,221	2,132	3,988	2,012	94.5	79,196
粭島	13	13	268	153	200	116	74.6	6,596
漁業集落	13	13	268	153	200	116	74.6	6,596

Ⅱ 業務統計

1. 汚水処理人口普及率

年度別汚水処理人口普及率

		公共下水道（流域関連含む）	特定環境公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併浄化槽	合　計
令和4年度	計画区域内人口（人）	120,984	3,059	4,475	287	8,443	137,248
	処理区域内人口（人）	118,502	3,021	4,475	287	5,245	131,530
	普 及 率（%）	97.9	98.8	100.0	100.0	62.1	95.8
令和5年度	計画区域内人口（人）	119,488	2,984	4,397	285	8,161	135,315
	処理区域内人口（人）	116,967	2,946	4,397	285	4,979	129,574
	普 及 率（%）	97.9	98.7	100.0	100.0	61.0	95.8
令和6年度	計画区域内人口（人）	118,531	2,888	4,304	269	7,925	135,315
	処理区域内人口（人）	116,949	2,852	4,304	269	4,607	129,574
	普 及 率（%）	98.7	98.8	100.0	100.0	58.1	95.8
令和7年度	計画区域内人口（人）	117,249	2,804	4,221	268	7,631	132,173
	処理区域内人口（人）	115,696	2,768	4,221	268	4,540	127,493
	普 及 率（%）	98.7	98.7	100.0	100.0	59.5	96.5

地域別汚水処理人口普及率（令和7年度末）

		公共下水道	特定環境公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併浄化槽	合　計
徳山地域	計画区域内人口（人）	78,159	554	3,681	268	5,043	87,705
	処理区域内人口（人）	77,009	537	3,681	268	2,916	84,411
	普 及 率（%）	98.5%	96.9%	100.0%	100.0%	57.8%	96.2%
新南陽地域	計画区域内人口（人）	27,354	572	131		326	28,383
	処理区域内人口（人）	27,302	569	131		188	28,190
	普 及 率（%）	99.8%	99.5%	100.0%		57.7%	99.3%
熊毛地域	計画区域内人口（人）	11,736		409		1,521	13,666
	処理区域内人口（人）	11,385		409		929	12,723
	普 及 率（%）	97.0%		100.0%		61.1%	93.1%
鹿野地域	計画区域内人口（人）		1,678			741	2,419
	処理区域内人口（人）		1,662			507	2,169
	普 及 率（%）		99.0%			68.4%	89.7%

※熊毛地域の公共下水道は流域関連公共下水道

2. 処理水量

（1）公共下水道事業　　（m3）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
徳山中央処理区	7,902,545	8,696,387	9,188,427	9,116,053
徳山東部処理区	4,097,136	4,434,643	4,295,327	3,829,545
新南陽処理区	6,382,134	7,080,049	7,527,491	7,242,262
新南陽北部処理区	88,005	91,239	92,983	88,037
鹿野処理区	206,549	203,613	209,634	195,368
周南処理区	1,236,045	1,331,245	1,263,385	1,137,832

（2）農業集落排水事業

（m3）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
須々万地区	515,706	534,822	528,459	499,582
高瀬地区	15,065	14,914	14,759	13,989
八代地区	48,628	49,529	49,279	45,668

3. 有収水量

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間総処理水量(m3)	20,491,813	22,436,441	23,169,744	22,168,336
年間汚水処理水量(m3)	19,513,234	20,537,290	21,223,335	20,906,422
一日平均処理水量(m3)	56,142	61,302	63,479	60,735
年間有収水量(m3)	12,912,813	12,684,621	12,734,477	12,608,494
年間有収率	66.2%	61.8%	60.0%	60.3%

４．汚泥処分量（脱水ケーキ処分量）

（1）公共下水道事業

（ｔ）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
徳山中央浄化センター	3,060.16	2,987.80	2,561.44	2,546.40
徳山東部浄化センター	2,150.00	2,058.90	1,942.34	2,206.80
新南陽浄化センター	1,157.80	1,168.68	1,293.78	1,182.30
新南陽北部浄化センター	48.67	41.75	37.34	39.18
鹿野浄化センター	134.52	124.67	122.93	101.17

（2）農業集落排水事業

（ｔ）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
須々万中央地区浄化センター	259.19	227.10	231.68	232.65
高瀬地区浄化センター	128.86	129.60	129.60	129.60
八代地区浄化センター	215.60	229.40	213.70	182.00

5. 使用電力量

（1）公共下水道事業

浄化センター

（kwh）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
徳山中央浄化センター	2,372,812	2,420,969	2,567,656	2,553,164
徳山東部浄化センター	2,002,470	2,015,923	2,048,758	2,105,951
新南陽浄化センター	2,670,949	2,712,236	2,781,828	2,672,441
新南陽北部浄化センター	101,695	98,894	100,195	99,026
鹿野浄化センター	235,582	233,978	235,372	234,301

ポンプ場

（kwh）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
江口ポンプ場	160,730	175,090	176,835	171,045
古開作汚水中継ポンプ場	205,222	227,527	245,969	238,405
福川汚水中継ポンプ場	151,624	162,495	165,814	146,677
福川雨水ポンプ場	10,055	10,713	10,345	9,447
新地雨水ポンプ場	38,126	40,530	42,654	40,131
野村開作雨水ポンプ場	35,641	37,227	63,553	228,685

（2）農業集落排水事業

浄化センター

（kwh）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
須々万中央地区浄化センター	617,221	602,797	584,740	578,647
高瀬地区浄化センター	49,101	44,787	47,557	45,898
八代地区浄化センター	72,415	72,770	72,683	72,614

ポンプ場

（kwh）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
須々万汚水中継ポンプ場	42,759	50,460	51,229	51,102

6. 薬品使用量

(1)公共下水道事業

※購入量(次亜塩素酸ｿｰﾀﾞは希釈して使用のため)※脱臭用次亜含む

徳山中央浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	48,450	58,600	55,760	69,740
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	3,600	2,850	4,875	7,800
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	1,050	1,200	900	1,200

徳山東部浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	27,800	29,960	28,240	31,190
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	8,250	8,100	8,100	9,060
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

新南陽浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	43,910	53,040	34,950	48,340
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	3,450	3,750	3,750	4,500
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	900	600	600	1,050

新南陽北部浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	90	120	60	60
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	250	250	250	250
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

鹿野浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	—	—	—	—
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	2,810	2,590	2,600	2,400
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

(2)農業集落排水事業

※農業集落排水事業は委託に含むため使用量

須々万中央地区浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	318	348	360	316
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	534	555	563	603
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

高瀬地区浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	55	60	55	60
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	—	—	—	—
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

八代地区浄化センター

薬　品　名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ	Kg	80	75	69	77
高分子凝集剤(脱水用)	Kg	—	—	—	—
高分子凝集剤(濃縮用)	Kg	—	—	—	—

7. 水質管理

(1)公共下水道放流水質

徳山中央浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	−	1.2	1.5	2.8	2.1
COD(化学的酸素要求量)mg/L	20	5.8	6	6.1	6.4
SS(浮遊物質量)mg/L	40	1	1.4	1	1.6
T-N(全窒素)mg/L	60	5.1	5.1	5.6	6.1
T-P(全りん)mg/L	8	0.59	0.55	0.39	0.27
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	90	73	240	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	55

徳山東部浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	−	1.3	1.4	1.6	1.8
COD(化学的酸素要求量)mg/L	20	8.8	8.6	8.8	9.5
SS(浮遊物質量)mg/L	40	2	2	3	3.2
T-N(全窒素)mg/L	60	12	7.7	8.1	14
T-P(全りん)mg/L	8	1.9	1.18	0.99	1.3
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	33	41	63	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	23

新南陽浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	−	1.9	2.7	3.6	3.8
COD(化学的酸素要求量)mg/L	20	7	6.4	6.7	6.5
SS(浮遊物質量)mg/L	40	2.9	2.1	2.9	2.3
T-N(全窒素)mg/L	60	8.1	7.5	7.2	7
T-P(全りん)mg/L	8	1.4	1.4	1.1	1.5
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	8	10	6	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	28

新南陽北部浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	20	3.2	4	4.2	3.1
COD(化学的酸素要求量)mg/L	−	6.3	6.5	7.4	7.3
SS(浮遊物質量)mg/L	40	2.3	2.7	3.2	2.6
T-N(全窒素)mg/L	60	3.9	4.3	4.5	6.4
T-P(全りん)mg/L	8	2	1.8	1.8	1.8
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	11	16	21	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	28

鹿野浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	20	2.4	4	2.1	3.2
COD(化学的酸素要求量)mg/L	−	5.5	6.5	5.5	5.7
SS(浮遊物質量)mg/L	40	1	2.7	0	0
T-N(全窒素)mg/L	60	2.1	4.3	2.1	2.9
T-P(全りん)mg/L	8	1.4	1.8	1.4	1.7
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	2	16	2	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	1

(2)農業集落排水放流水質

須々万中央地区浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	30	6	4.7	4.7	4.2
COD(化学的酸素要求量)mg/L	−	7.5	7.5	7.7	7.5
SS(浮遊物質量)mg/L	150	5	5	5	5.3
T-N(全窒素)mg/L	60	5.1	4.1	3.9	3.7
T-P(全りん)mg/L	8	2	1.7	1.6	1.9
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	3	10	16	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	3

高瀬地区浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	120	9.1	4	3.9	3.9
COD(化学的酸素要求量)mg/L	−	7.3	6.2	7.3	6.6
SS(浮遊物質量)mg/L	150	4	3	5	3.1
T-N(全窒素)mg/L	60	5.3	6.8	8.5	4.9
T-P(全りん)mg/L	8	2.1	1.9	1.9	2
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	130	6	190	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	0

八代地区浄化センター

水質項目	濃度規制値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BOD(生物化学的酸素要求量)mg/L	30	2.8	2.5	2.3	3
COD(化学的酸素要求量)mg/L	−	5.7	5.4	5.7	6.4
SS(浮遊物質量)mg/L	150	3.8	3.7	4	5.1
T-N(全窒素)mg/L	60	5	5.8	6.5	6.3
T-P(全りん)mg/L	8	0.8	0.7	0.85	0.94
大腸菌群数 個/立方センチメートル	3,000	1	0	0	−
大腸菌数 CFU/mL	800	−	−	−	0

8. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

※　漁業集落排水事業を除く。

■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）
   ※　使用者である場合は、工事をすることについて建物の所有者の同意が必要です。
2. 市税等の滞納がないこと。
3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。
4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。
5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。
   ※　連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。
6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

■ 融資あっせん額

改造工事1件につき60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。農業集落排水区域での融資あっせん限度は改造工事2件まで。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

改造工事1件につき、融資金45万円にかかった利子額を上限として補助します。

Ⅲ　財務

1．経営指標の推移

	R5	R6	R7
経常収支比率	102.97%	103.15%	102.13%
経費回収率	97.65%	96.45%	96.13%
有形固定資産減価償却率	38.43%	40.06%	42.22%
管渠老朽化率	17.10%	17.48%	18.72%

※ 公共下水道事業 + 集落排水事業

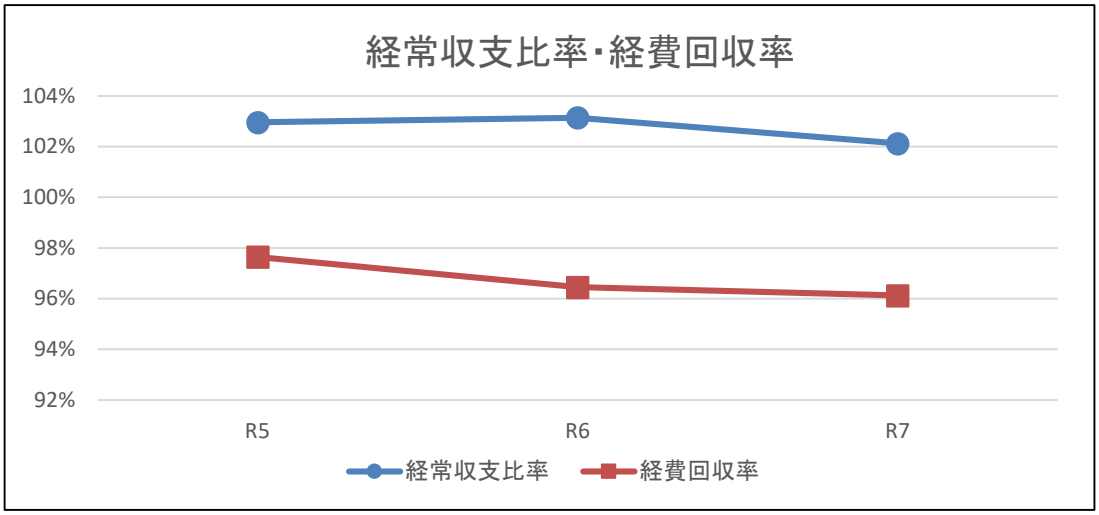

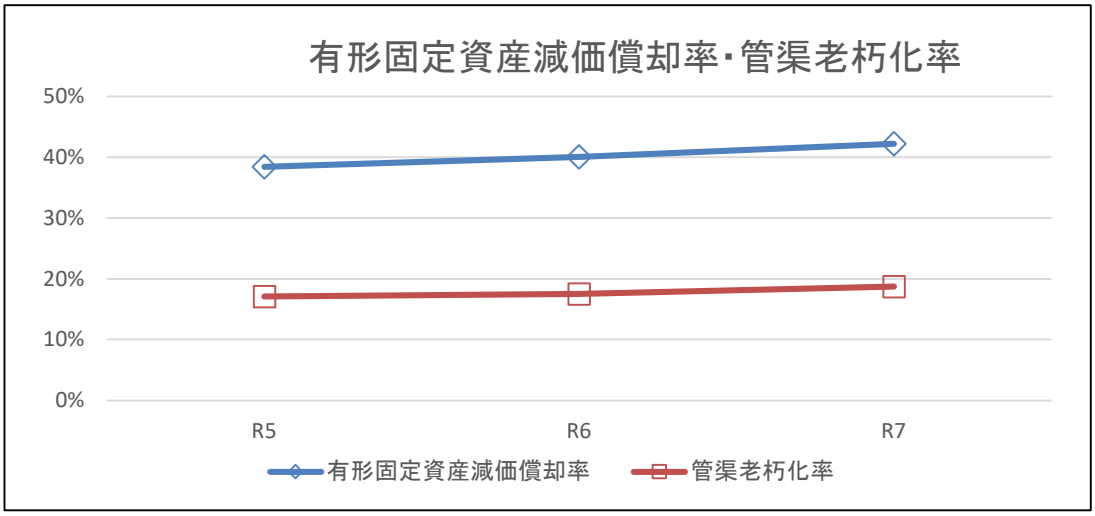

2. 収益的収支

（単位:円　税抜）

科　　目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度決算額
下水道事業収益	4,862,053,974	4,956,366,711	5,055,518,484
下水道使用料	2,148,860,788	2,160,948,314	2,141,801,470
他会計負担金	1,550,449,369	1,614,255,980	1,713,804,233
他会計補助金	73,630,418	101,214,880	108,856,600
長期前受金戻入	1,050,597,001	1,044,397,477	1,046,940,599
その他	38,516,398	35,550,060	44,115,582
下水道事業費用	4,719,640,071	4,804,927,411	4,950,845,123
人件費	313,788,699	333,848,389	410,480,895
動力費	228,622,621	226,724,733	218,366,851
薬品費	35,419,800	27,702,540	27,399,960
修繕・材料費	141,608,049	167,649,419	158,047,180
委託料	783,139,692	870,238,856	919,654,146
減価償却費	2,651,499,271	2,633,556,016	2,712,424,398
支払利息	242,966,899	220,933,567	206,091,983
その他	322,595,040	324,273,891	298,379,710
当年度純利益	142,413,903	151,439,300	104,673,361

3. 資本的収支

（単位:円　税込）

科　　目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度決算額
下水道事業資本的収入	2,125,617,076	1,319,809,320	2,409,773,523
企業債	946,900,000	720,800,000	1,308,300,000
他会計出資金	336,072,536	281,117,641	162,515,612
国庫補助金	834,223,550	312,038,300	933,037,131
受益者負担金等	8,420,990	5,853,379	5,920,780
下水道事業資本的支出	4,039,223,265	3,100,315,716	3,957,739,343
公共下水道建設費	2,319,052,822	1,504,197,799	2,425,691,755
特定環境保全公共下水道建設費	12,767,785	13,094,906	9,780,084
流域下水道建設費	3,984,600	20,166,600	33,790,800
農業集落排水建設費	41,899,580	26,483,594	27,880,958
漁業集落排水建設費	0	6,228,200	2,838,000
企業債償還金	1,558,347,527	1,527,184,716	1,451,576,825
その他	103,170,951	2,959,901	6,180,921
損益勘定留保資金等補てん財源※	1,913,606,189	1,780,506,396	1,547,965,820

※資本的収入が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

４．使用料単価・汚水処理原価

（単位：円/m^3）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用料単価		169.41	169.69	169.87
汚水処理原価		173.48	175.94	176.71
	維持管理費	115.54	123.42	131.92
	減価償却費等	57.94	52.52	44.80

5. 損益計算書

（単位：円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 営業収益	2,905,870,503	2,924,973,499	2,943,006,828
(1) 下水道使用料	2,148,860,788	2,160,948,314	2,141,801,470
(2) 他会計負担金	729,427,026	737,943,063	774,023,547
(3) 他市負担金	14,508,420	14,457,967	14,176,248
(4) 受託事業収益	2,236,254	601,455	718,363
(5) その他営業収益	10,838,015	11,022,700	12,287,200
2. 営業費用	4,450,956,221	4,554,648,793	4,713,259,667
(1) 管渠費	218,694,116	214,510,599	232,378,994
(2) ポンプ場費	104,499,717	120,048,899	111,020,582
(3) 流域下水道管理費	98,164,731	100,772,011	82,094,547
(4) 処理場費	1,043,700,185	1,127,600,166	1,175,772,716
(5) 水洗化促進費	19,392,077	17,996,333	16,888,396
(6) 業務費	110,896,845	113,827,635	122,177,243
(7) 総係費	147,592,933	173,857,834	240,346,390
(8) 受託事業費	2,133,549	601,455	718,363
(9) 減価償却費	2,651,499,271	2,633,556,016	2,712,424,398
(10) 資産減耗費	54,382,797	51,877,845	19,438,038
3. 営業外収益	1,952,521,678	2,031,060,210	2,112,329,358
(1) 受取利息及び配当金	1,045,369	2,399,525	6,713,547
(2) 他会計負担金	821,022,343	876,312,917	939,780,686
(3) 他会計補助金	73,630,418	101,214,880	108,856,600
(4) 長期前受金戻入	1,050,597,001	1,044,397,477	1,046,940,599
(5) 雑収益	6,226,547	6,735,411	10,037,926
4. 営業外費用	267,516,859	250,208,673	236,669,994
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	242,966,899	220,933,567	206,091,983
(2) 雑支出	24,549,960	29,275,106	30,578,011
5. 特別利益	3,661,793	333,002	182,298
(1) 過年度損益修正益	3,614,219		
(2) その他特別利益	47,574	333,002	182,298
6. 特別損失	1,166,991	69,945	915,462
(1) 過年度損益修正損	903,481	69,945	515,462
(2) その他特別損失	263,510		400,000
当年度純利益（△は純損失）	142,413,903	151,439,300	104,673,361
その他未処分利益剰余金変動額	118,405,706	117,497,473	142,413,903
当年度未処分利益剰余金	260,819,609	268,936,773	247,087,264

6. 貸借対照表

（単位：円）

科　目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資　産			
固定資産	68,283,362,246	67,070,796,952	66,673,993,548
有形固定資産	67,693,182,931	66,485,954,451	66,079,568,123
土地	9,435,379,585	9,460,634,996	9,467,007,156
建物	3,310,967,068	3,925,737,641	3,790,602,745
構築物	45,441,716,628	43,945,251,749	42,467,490,749
機械及び装置	6,201,087,202	7,214,622,974	7,739,917,900
工具器具及び備品	7,484,562	7,365,588	9,641,806
建設仮勘定	3,296,547,886	1,932,341,503	2,604,907,767
無形固定資産	490,179,315	484,842,501	494,425,425
施設利用権	490,045,395	484,753,221	494,380,785
ソフトウエア	133,920	89,280	44,640
投資その他の資産	100,000,000	100,000,000	100,000,000
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	100,000,000
流動資産	4,308,040,919	3,461,164,827	3,909,321,394
現金預金	3,933,714,822	3,128,626,815	3,267,753,564
未収金	369,060,217	344,465,614	364,626,241
貸倒引当金	△ 13,334,120	△ 11,927,602	△ 9,898,411
有価証券			
前払金	18,600,000		286,840,000
資産合計	72,591,403,165	70,531,961,779	70,583,314,942

科　目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
負　債			
固定負債	15,772,898,295	15,007,940,210	15,070,451,395
企業債	15,373,596,594	14,642,819,769	14,588,454,043
退職給付引当金	399,301,701	365,120,441	481,997,352
流動負債	3,458,320,126	2,456,397,707	2,324,861,124
企業債（1年以内に償還予定）	1,527,184,716	1,451,576,825	1,362,665,726
未払金	1,901,979,489	976,367,518	929,153,075
賞与引当金	29,137,414	28,428,024	33,008,212
その他	18,507	25,340	34,111
繰延収益	22,260,323,974	21,534,958,090	21,387,686,653
長期前受金	36,111,499,632	36,350,562,398	37,225,160,984
収益化累計額	△ 13,851,175,658	△ 14,815,604,308	△ 15,837,474,331
負債合計	41,491,542,395	38,999,296,007	38,782,999,172
資　本			
資本金	25,934,219,817	26,333,743,164	26,613,756,249
固有資本金	16,599,514,118	16,599,514,118	16,599,514,118
出資金	8,029,945,274	8,311,062,915	8,473,578,527
組入資本金	1,304,760,425	1,423,166,131	1,540,663,604
剰余金	5,165,640,953	5,198,922,608	5,186,559,521
資本剰余金	4,787,323,871	4,787,571,932	4,788,032,957
受贈財産評価額	896,683,455	896,683,455	896,683,455
その他資本剰余金	3,890,640,416	3,890,888,477	3,891,349,502
利益剰余金	378,317,082	411,350,676	398,526,564
減債積立金	117,497,473	142,413,903	151,439,300
当年度未処分利益剰余金	260,819,609	268,936,773	247,087,264
資本合計	31,099,860,770	31,532,665,772	31,800,315,770
負債・資本合計	72,591,403,165	70,531,961,779	70,583,314,942

7. 下 水 道 使 用 料

下水道使用料の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下 水 道 使 用 料 金 単 価 表

区　　分	基本料金と従量料金（１か月あたり：消費税込）				
	使 用 水 量		平成25年 10月1日改定 （消費税込）	平成26年 4月1日 （税率8%）	令和元年 10月1日改定 （税率10%）
一般汚水	基本料金		1,290.00 円	1,326.24 円	1,350.80 円
	従量料金単価 （1 m^3につき）	１０m^3まで	17.00 円	17.28 円	17.60 円
		１０m^3を超え２０m^3まで	167.00 円	171.72 円	174.90 円
		２０m^3を超え３０m^3まで	188.00 円	193.32 円	196.90 円
		３０m^3を超え５０m^3まで	198.00 円	203.04 円	206.80 円
		５０m^3を超え１００m^3まで	205.00 円	210.60 円	214.50 円
		１００m^3を超え２００m^3まで	210.00 円	216.00 円	220.00 円
		２００m^3を超え５００m^3まで	215.00 円	220.32 円	224.40 円
		５００m^3を超え1,０００m^3まで	220.00 円	225.72 円	229.90 円
		1,０００m^3を超えるもの	225.00 円	231.12 円	235.40 円
公衆浴場等	基本料金	１００m^3まで	9,975.00 円	10,260.00 円	10,450.00 円
	従量料金単価 （1 m^3につき）	１００m^3を超えるもの	63.00 円	64.80 円	66.00 円
備　　考	＜一般汚水の基本料金の日割算定＞ 使用算定期間は2か月です。期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開始」、或いは「休止または廃止」したときの基本料金額は、次のとおりです。 (1) 使用日数が15日以内のときは1月の2分の1 (2) 使用日数が16日から30日までのときは1月 (3) 使用日数が31日から45日までのときは1月の2分の3 (4) 使用日数が46日以上は1月の2分の4				

1．水道水のみを使用の場合

水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。

2．井戸水のみを使用の場合（家庭用）

1人当たり6m^3/月として認定します。

3．水道水と井戸水を併用の場合（家庭用）

水道の使用水量と井戸水の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。

なお、井戸水の認定は1人当たり3m^3/月として認定します。

4．営業用等で井戸水等を使用する場合

使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する店舗や事業所などの場合は、量水器（メーター）を市が設置し井戸水等の使用水量を測定し、それを下水道の使用水量とみなします。

5．水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合

下水道に排出されない水量があり、使用側で量水器を設置するなどでそれを確実に計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

Ⅳ その他

1. 組織図

令和8年4月1日 現在

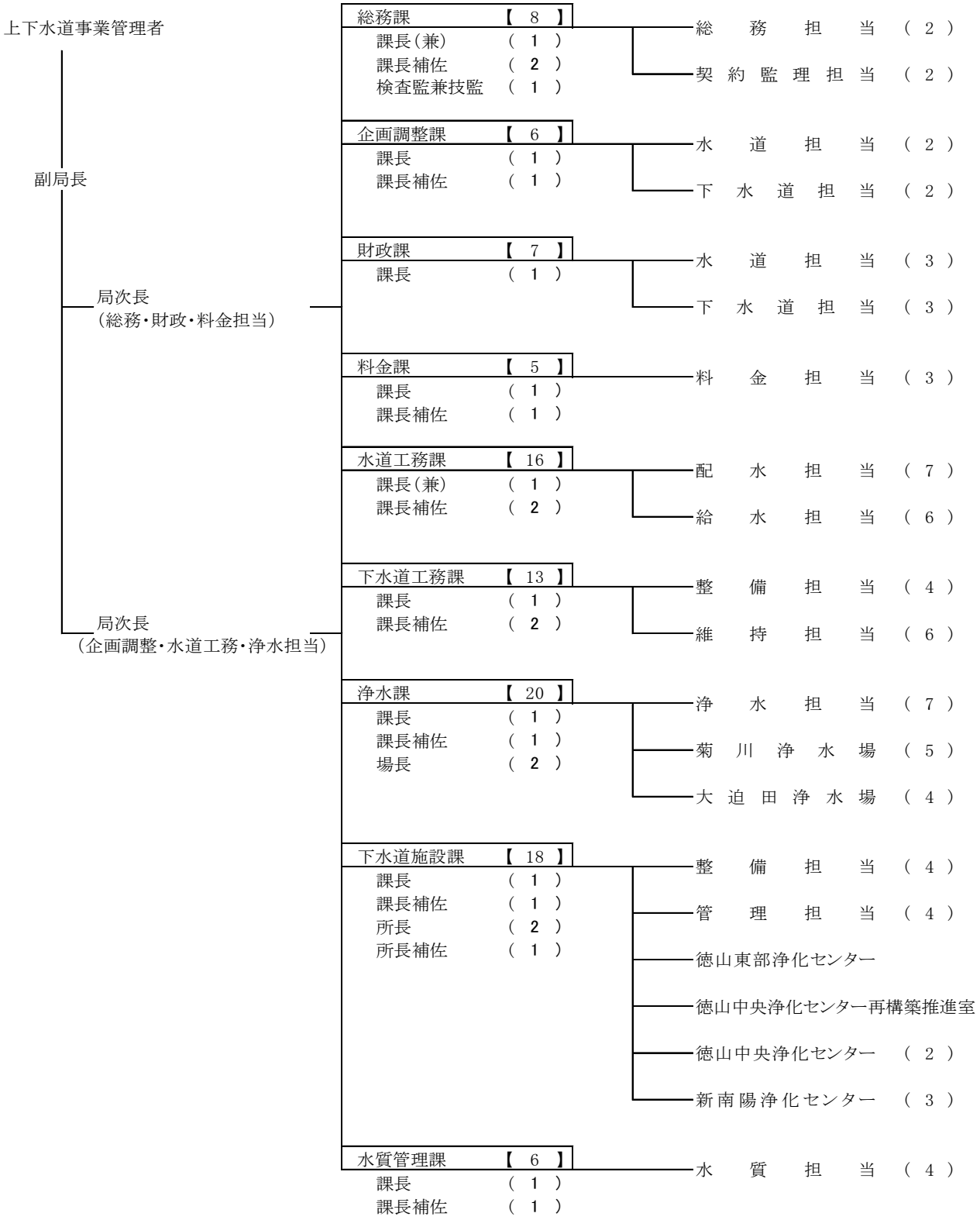

職員数（下水道部門）

事務職	技術職	合計
15人	29人	44人

注1) 各課の人数【○】は、担当の人数及び課長等の人数(○)を加えたものである。
注2) 職員数は管理者、副局長及び再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。

2. 事務分掌（上下水道局）

令和8年4月1日現在

課	場　等	担 当	事　務　分　掌
総務課		総務担当 契約監理担当	(1) 職員の人事及び研修に関すること。 (2) 職員の給与及び厚生に関すること。 (3) 人事管理に関すること。 (4) 法制事務に関すること。 (5) 庁舎に関すること。 (6) 災害対策及び渇水対策に関すること。 (7) 電子計算機の管理運営に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 水道週間に関すること。 (10) 局内の調整に関すること。 (11) 各種工事等に関する入札及び契約（随意契約は除く。）に関すること。 (12) 物品及び業務委託に関する入札及び契約（随意契約は除く。）に関すること。 (13) 工事等の検査及び検収に関すること。
技監			(1) 建設部門の総合調整に関すること。 (2) 建設技術の統括、指導に関すること。 (3) 建設技術に係る制度改正に伴う連絡調整に関すること。 (4) 工事関係に係る事務の連絡調整に関すること。 (5) 工事に係る設計図書の確認に関すること。
企画調整課		水道担当 下水道担当	(1) 水道事業の事業認可に関すること。 (2) 水道施設の新設、改良事業等の企画、調査及び研究に関すること。 (3) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関すること。 (4) 下水道事業の処理計画及び事業の調整に関すること。 (5) 上下水道事業の統計等に関すること。 (6) 上下水道事業の広報及び広聴に関すること。
財政課		水道担当 下水道担当	(1) 予算及び決算に関すること。 (2) 出納事務に関すること。 (3) 資産に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 経営の総合調整に関すること。 (6) 周南流域下水道に関すること。 (7) 水道事業の経営審議会に関すること。
料金課		料金担当	(1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。 (2) 漏水、異常水量等の確認に関すること。 (3) メーターの維持管理に関すること。 (4) 徴収事務の委託に関すること。 (5) 加入金及び工事審査手数料の収納に関すること。 (6) 受益者負担金・分担金の収納に関すること。
水道工務課		給水担当 配水担当	(1) 給水装置に関すること。 (2) 漏水の調査及び防止対策に関すること。 (3) 違反工事の取締りに関すること。 (4) 給水の諸届及び受付に関すること。 (5) 貯水槽水道の点検及び指導に関すること。 (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。 (7) 道路、河川、鉄道その他占用及び一時使用に関すること。 (8) 配水施設に関すること。 (9) 水道施設の設計施工に関すること。 (10) 専用水道に関すること。
下水道工務課		整備担当 維持担当	(1) 公共下水道（浄化センター及び中継ポンプ場を除く。）、都市下水路及び集落排水施設に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の建設（土木工事）に関すること。 (3) 下水道台帳の整備に関すること。 (4) 水洗化の普及促進に関すること。 (5) 排水設備指定工事店に関すること。 (6) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関すること。 (7) 受益者負担金・分担金の賦課に関すること。 (8) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関すること。
浄水課		浄水担当	(1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水池の維持管理に関すること。 (2) 浄水場、取水場及びポンプ所に関すること。 (3) 水源の調整に関すること。 (4) 水道施設の維持管理に関すること。
	菊川浄水場		菊川浄水場及び楠本浄水場（関連する取水施設、送水施設及び配水池を含む。）の操作運転及び維持管理に関すること。
	大迫田浄水場		大迫田浄水場及び一の井手浄水場（関連する取水施設、送水施設及び配水池を含む。）の操作運転及び維持管理に関すること。
下水道施設課		管理担当 整備担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設の計画、改築の計画及び営繕工事に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の営繕工事に関すること。 (3) 雨水ポンプ場の建設（機械電気設備）に関すること。 (4) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。 (5) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関すること。 (6) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関すること。
	徳山中央浄化センター		徳山中央浄化センター及び江ロポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
	徳山東部浄化センター		徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関すること。
	新南陽浄化センター		(1) 新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
	徳山中央浄化センター再構築推進室		徳山中央浄化センターの再構築に関すること。
水質管理課		水質担当	(1) 水道事業における水質検査及び水質管理に関すること。 (2) 水道事業における水質の調査及び研究に関すること。 (3) 周南都市水道水質検査センター協議会との連絡調整に関すること。 (4) その他水道事業における水質に関すること。

3. 広報活動

(1)下水道の日関連行事

9月10日の「下水道の日」に合わせて、下水道の役割や重要性などを市民の皆様にお伝えすることを目的として、「BOAT RACE 徳山」でイベントを開催いたしました。

○ 下水道展

開催期間　：令和7年8月22日（金）

開催場所　：BOAT RACE 徳山　東スタンド

行事内容　：徳山東部浄化センターの施設の仕組みを動画で紹介。
徳山東部浄化センターにいる活性汚泥内の微生物を顕微鏡で観察。
「スイスイくん」の動画上映や景品の配布。



(2)マンホールカードの配布

「周南工場夜景」デザインマンホールを、マンホールカードにして配布。
令和7年7月25日より配布開始。（令和7年度4,341枚配布）
※配布は、周南市観光案内所「まちのポート」



周 南 市 の 下 水 道

2026年（令和8年）版

2026年（令和8年）9月

編集・発行

周南市上下水道局
（〒745-8655 周南市岐山通1-1）

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613　FAX 0834-21-7269
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625　FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp
企画調整課	下水道担当	TEL 0834-22-8627　FAX 0834-22-7013
		E-mail:suido-kikaku@city.shunan.lg.jp
財政課	下水道担当	TEL 0834-22-8605　FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606　FAX 0834-22-8636
	料金センター（検針/収納）	TEL 0834-22-8608　FAX 0834-22-7002
		E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp
下水道工務課	整備担当	TEL 0834-22-8628　FAX 0834-22-8637
	維持担当	TEL 0834-22-8630　FAX 0834-22-8637
		E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp
下水道施設課	整備担当	TEL 0834-26-1504　FAX 0834-26-1519
	管理担当	TEL 0834-26-1531　FAX 0834-26-1519
	徳山中央浄化センター再構築推進室	TEL 0834-26-1517　FAX 0834-26-1519
		E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp
	徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633　FAX 0834-22-8634
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517　FAX 0834-26-1519
	新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312　FAX 0834-62-5401